

函館市監査公表第23号

函館市長から「平成24年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年6月26日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

函 競 事  
平成25年6月5日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成25年3月28日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 外部委託について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容																																																																																
競輪事業 部事業課	<p>委託に伴う配置転換の促進について 平成16年度以降の市職員数、嘱託職員数の配置状況の推移は次の通りである。</p> <p>職員数の推移 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="320 577 879 792"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16 年度</th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>嘱託</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>包括委託を開始した平成20年度の職員数は、嘱託を含め14名であり、平成19年度の20名から6名減少している。</p> <p>しかし、委託開始後の平成20年度以降も、平成24年度まで毎年1名ずつ職員数が減少している。</p> <p>市の側からすると、もっと早く、業務の見直しをするとともに、人員の配置転換をすべきであった。</p> <p>市職員の配置を適正なものとしなければ、コスト削減につながらない。業務効率化という外部委託の効果が実現するよう、職員配置の見直しを速やかに実施しなければならない。</p>		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	部長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	課長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	主査	3	3	3	3	5	4	3	3	3	職員	14	14	11	11	5	5	5	4	4	小計	20	20	17	17	13	12	11	10	9	嘱託	13	4	3	3	1	1	1	1	1	合計	33	24	20	20	14	13	12	11	10	206	<p>平成21年度以降の職員数の減少につきましては、包括委託の内容の拡大のほか、業務執行体制の見直しにより、削減に努めてきたものでありますが、今後におきましても、業務の効率化を進めコスト削減に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>(職員削減の内容)</p> <p>H21 過配職員の解消によるもの ▲1</p> <p>H22 サテライト札幌の従事員移管等による縮小および業務執行体制の見直しによるもの ▲1</p> <p>H23 従事員の移行等包括委託内容の拡大によるもの ▲1</p> <p>H24 業務執行体制の見直しによるもの ▲1</p>
	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																																																										
部長	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																										
課長	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																										
主査	3	3	3	3	5	4	3	3	3																																																																										
職員	14	14	11	11	5	5	5	4	4																																																																										
小計	20	20	17	17	13	12	11	10	9																																																																										
嘱託	13	4	3	3	1	1	1	1	1																																																																										
合計	33	24	20	20	14	13	12	11	10																																																																										